

# 京都さつきNEWS

Vol.9

京都さつき法律事務所報 第9号 2007(平成19)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入 河ニビル4階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp

編集責任者 山下信子

## 迎春



2007年元旦 京都さつき法律事務所一同

## 近況報告

弁護士 山下信子

### ■講師活動

「職員不祥事」に揺れた京都市。その関係か、今年は、京都市福祉職員対象の研修が強化され、3回連続、3週連続で講師を引き受けました。1週目は「交通

事故について」。2週目は「借金について」。3週目は「離婚、扶養について」。みなさん熱心に受講され、講義終了後は個別ケースについて法律相談の列ができ、研修会場が無料法律相談会場になってしまいました。こんな熱心なケースワーカーを支える一助になるなら、講師のし甲斐があるというものです。しかし、さすがに3週連続はきつかった……。

### ■防犯カメラ審議会

「犯罪のない安心・安全のまちづくり」を標榜して、商店街などでの防犯カメラの設置が増えています。他方、その管理や記録画像の取り扱いによっては、プライバシーの保護が危ない。京都府では、防犯カメラのガイドラインを策定することになり、府の策定委員会の委員に選ばれました。5人しかいない委

員会は毎回活発な議論が交わされました。防犯カメラの性能の進歩は早い、防犯カメラの有用性についてイギリスのような統計システムがない、など問題意識を触発されました。知らない間にあなたの姿が撮影され警察に提供されていたら？昔に見たシュワルツネッガー主演の「トータル・リコール」のような監視社会にならないか。厳格な基準と運用が必要だと思います。

### ■署名ご協力に感謝

「さつきみたいに小さな事務所が、なんでこんなにたくさん集



められるの？」とは、某大手事務所弁護士の声。金利引き上げ反対署名の集計で、さつき事務所が京都弁護士会の週間ランキング3位にランクインしたことです。弁護士会では「金利引き下げ対策本部」を設置して、毎週ランキングを発表、競い合って署名運動をしたのです。さつき事務所は、依頼者のみなさんのご協力でたくさんの署名を集めました。それが、他の弁護士のライバル意識を刺激し？、署名運動にはずみがついたようです（弁護士は負けず嫌いなのです）。

なぜ弁護士会がこんなに熱心に取り組んだのか。今年はじめ、最高裁が、利息制限法を越える金利をとっても無効だとの判決を出したのです。それをきっかけに、逆に、今の金利よりも高いところで固定する案が浮上したのです。それを許せば、せっかく苦勞して最高裁判決をとっても、逆に利用される。最高裁



の違憲立法審査権はどうなるのだと怒ったのです。

おかげさまで、利息制限法違反のグレーゾーンの廃止、特例はもうけない、借り主を被保険者とする生命保険加入の禁止などの改正となりました。

みなさまのご協力に心から感謝します。

### ■「良妻賢母教育が内面化」している？

先日、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラ

## さつきで弁護実務修習

### ○ 修習生

修習生の大濱巖生といいます。今は、弁護修習を終えて裁判所で修習中です。

京都さつき法律事務所で1か月ほどお世話になりました。本来は、別の先生が修習担当だったのですが、その先生が体調を崩されたため、修習委員会副委員長長の山下先生の元で修習することになりました。このように、予定外の修習でしたが事務所のみなさんには大変よくしてもら

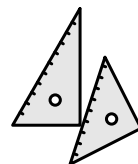
いました。

修習では、相談について文献を調査したり、いろいろ議論したりできて楽しかったです。それだけでなく、僕が実務についてから出会うことがないような話し合いの場に立ち会うことができました、消費者金融の社員が怒鳴っている場面を聞けたりと他にないような経験をするのができ充実した修習になりました。他にも、僕は、外国人の方の事件に興味があるのですが、事件の関係で入管に行く機会が

あり、そこでの入管職員の態度でいっそうこの種の事件に対する意欲がわいてきました。

修習以外では、内村先生も入っている法曹サッカーの全国大会で優勝できたのもいい思い出です。

あっという間の1か月でもっと勉強したいことがあったのに残念です。今度は、一緒に仕事ができる機会があればと思います。どうもありがとうございました。



スメントの専門カウンセラーと話して聞いた言葉——「良妻賢母教育が内面化している女性たち」。「まさに私のことだわ!」と、最近、マイブーム・マイキーワードにしています。(多数の異議の声あり?)

今の40代、50代の女性は、「若い娘は三丁四方うつむいて歩

け」、「25歳までには結婚しないと売れ残り」などのマインドコントロールに無意識に従い、女性としての「関係調整性」を期待され、その枠の中で生きてきた人が多いのだそうです。

共働きでも、家事・育児・学校行事・近隣とのつき合いは妻担当が当然と受け入れ、別居し

てもなお夫の生命保険を払い続けるほどに、夫と一体化している女性たちは多い。

そういう熟年の妻たちが、2007年4月からの年金分割を前に、「反撃」の準備を始めている……。こんな「気配」を感じるところです……。

## 近況報告

山下弁護士も触れていましたが、署名活動にご協力頂きありがとうございました。

まだまだ、国会の情勢如何によっては、利息制限法違反の高金利が温存されるおそれがありますので、予断を許さないところですが、一応利息制限法違反のグレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ法案が国会に提出されることになりました。

皆様のご協力あってのことと思います。ありがとうございました。

\*

11月16日、17日、洛陽工業高校に消費者金融・マルチ商法被害についての授業の講師として、授業を行いました。高校生の前での授業は初めての経験でしたが、弁護士出演・監督によるビデオを事前に作成する等、教材作成に力を入れた成果があったからでしょうか、授業後には、「消費者金融の利息はこんなに高いものだとは知らなかった。」、「一旦借入をすると返済が困難だということを知っ

### 弁護士 内村和朝

た。」、「就職しても絶対に借入はしないようにします。」等とうれしい感想を述べてくれる生徒が多かったです。

\*

ところで、最近、京都の大学では、投資サークルへの出資勧誘による被害があり、問題化しています。

この事件は、「ある店の運営に出資しないか? 出資するお金がないなら融資してくれるサラ金があるので、そこでお金を借りないか」等と学生に投資勧誘をするとともに、消費者金融の紹介をし、学生に借入をさせるという手口が特徴的です。

首謀者は、学生から金銭を受け取ったまま、逃走し、学生には、消費者金融からの借入だけが残ってしまうというのがこの事件の結末です。借入額が百万単位に及ぶケースもありますので、学生が返済するのは困難であり、被害は深刻です。

京都にある有名大学の学生が多数被害にあっていますが、皆さん学力のある学生さんばかり



です。、こうした手口による被害が存在するのだとの注意喚起こそが必要ではないかと思っています。

高校生・大学生に対する消費者教育は、消費者被害の予防効果が大きいと思われますので、今後、京都弁護士会では、こうした高校生、大学生を対象とした消費者教育を継続的に行う予定です。

\*

皆様お気づきでしょうか? 11月に事務所トイレと事務所玄関扉の改修をしました。ピンクとパープルのドアは顧問会社の一級建築士さんが山下のイメージでデザインして下さいました。法律事務所ではなく、託児所? との声もありますが、好評です。

## 事務局のまど

## 朝の和み

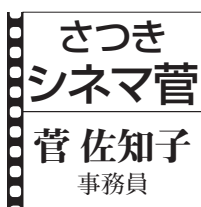


最近にわかにクラシック音楽ブームなのだそうです。テレビドラマの影響で、初心者向けのCD

## 三澤孝一 事務員

が結構売れているとか。恥ずかしながらクラシックは滅多に聴かないのですが、時流に乗って挑戦してみようか？ と素人考えをしています。

## ミュージカル映画「プロデューサーズ」



前号に引き続きまた映画紹介の頁を頂きました。前号の感想を頂戴

した皆様有難うございました！名目を得、ますます映画鑑賞に励んでおります。

どんな映画でも観る私ですが、ミュージカル映画は優先して観ています。ミュージカルってそれだけで無条件にうきうきと楽しくなりませんか（私だけ？）。夢見がちだった子どもの私は、歌や踊りが豊富なミュージカルは記憶も感動も鮮やかに残り、繰り返し観て映画の世界に浸り、自分も登場人物になりきっていたものでした。

さて、今回は“プロデューサーズ”というミュージカル映画をご紹介します。この映画にはどんぶり10杯程笑わされたでしょう。3回劇場へ行きましたもの。

ストーリーは、儲けるためには大コケする舞台をすればいい！という事実(?)に気づいた、かつての売れっ子プロデュー

サーと、ブロードウェイのプロデューサーに憧れる会計士が、“最低”の舞台を作るために奮闘する……というもの。



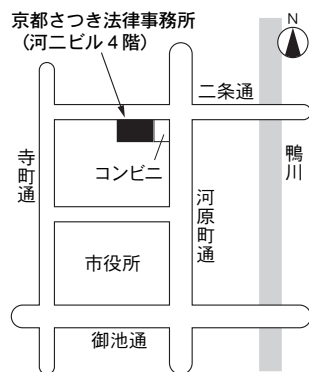
登場人物もキャラクターが濃く、全員が歌って踊って…の連続です。いい意味で安っぽいセットに、舞台を観ているかのような気分にもなるといいます。若干下品な感じは否めませんが、観終えた後は気持ちいい位スッキリした気分になれるはず。

思いつきり笑ったり泣いたりすること、なかなか機会がないと思いますが、これはお腹の底から笑うことができる映画です。

笑う門には福来たる…ですぞ。今年もよい一年でありますように！



## 事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西に入り、南側2軒目のビルの4階です。コンビニのあるビルの隣、立体駐車場（有料）のあるビルです。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、事務所ビルの有料立体駐車場か他の駐車場をご利用ください。

〒604-0931  
京都市中京区河原町二条西入る  
河二ビル4階  
京都さつき法律事務所  
電話 075-257-3361  
FAX 075-257-3371

## 編集後記

さつきニュースNo.9は、年末の多忙さに紛れて発行が遅くなりました。

年末の多忙は毎年のことですので、早めに編集作業にとりかかれたいのですが、事件処理を優先してしまったのと、学習能力のなさから、つつい編集作業が後回しになってしまいました。

次号はもう少し早くみなさんのお手元に届くようにいたします。

皆様のご多幸と事業の発展を祈ります。今年もよろしくお願いいたします。